



■ 第28回 退職を証明する書類は？ ～取得・喪失連絡票の作成～

既に退職した従業員から「退職したことを証明する書類がほしい」と連絡がありました。当時受け取った退職届のコピーを準備しようとしたゆみこさん。その様子を見ていた先輩が「使う目的にあった書類を渡して」と一言。さて、どのような書類を準備したらよいでしょうか。



【1】 退職を証明できる書類は？

従業員の退職を証明できる書類としては、以下の書類が考えられます。

<書類>	<注意点>
① 退職日を記載した退職届	記載された日付で実際に退職したか不明瞭であるため、確認書類としては不十分となる可能性があります。
② 最終出勤日がわかるタイムカード 給与支払いが終了したことがわかる賃金台帳	退職の事実を確認するには情報が不十分である可能性があります。官署への確認書類として使われることがあります。
③ 源泉徴収票（退職時）	同じ暦年内で再就職した場合、新しい会社に本人が提出します。
④ 健康保険 取得・喪失連絡票	健康保険、年金保険の手续に必要な情報を会社が証明する書類です。
⑤ 離職証明書 または社会保険の資格喪失届の写しや 喪失確認通知書	雇用保険、健康保険、厚生年金保険の喪失を確認できる公的な書類です。このうち離職証明書、喪失確認通知書は保険手続が完了した後に発行されるため作成・準備に時間を要します。

【2】 健康保険 取得・喪失連絡票を作ろう！

退職した従業員から退職の証明を求められたとき、新たな健康保険や年金保険に加入するため、「喪失日」が確認できる書類を必要としているケースが多くあります。このようなとき、会社ですぐに作成できる取得・喪失連絡票

が広く用いられています。また、退職した場合だけでなく、被扶養者が扶養から脱退した、社会保険に加入したといったときもこの書類で本人の新たな保険加入手続がスムーズに進みます。



健康保険（共済組合）取得・喪失連絡票

取得、喪失のどちらかを○で囲んでください。

被保険者 (被保険者)	氏名	田島 ひろあき (転居)		45年 9月 1日
	住所	豊田市 XX町 母屋-00		
健康保険(共済組合)等の 安否取得又は喪失年月日	取得	平成10年4月1日	健康・共済の 総あいきり 25	
	喪失	平成23年9月1日	健康共済(共済組合)	(全国健康保険協会 豊田支部)
	退職	平成23年7月3日	基礎年金番号	5555-000000
被扶養者	氏名	生年月日	続柄	退職以外の理由 は記載を省略された日 喪失理由
	田島 あつこ	大正14年4月1日	妻	平成23年9月1日
	田島 にこひろ	昭和9年9月1日	子	平成23年9月1日
		年 月 日		平成 年 月 日
		年 月 日		平成 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 名 姓 **会社ゴム印** 電話番号

お届けはお早めに！ (14日以内にお届けください)

- ① 喪失日**
被保険者の資格は退職した等の日の翌日が喪失日です。
(70歳到達日…誕生日の前日、後期高齢者医療の被保険者となった日の場合は当日です)
- ② 新たに加入する保険**
基本的に新たな健康保険等に加入するには喪失してから**1.4日以内に届け出**をしなければならないことになっています。